

二説明資料

令和6年3月

大阪IR 区域整備計画の変更について

審査への影響(要求基準)

(1) 少数株主の追加、(2) 資金調達の内訳の変更、(3) 事業費の変更

要求基準4 (資金調達の確実性)	<ul style="list-style-type: none">・資金ストラクチャーの変更(出資の増加・借入の減少)が発生。・少数株主による出資の確約が確認できており、資金調達の確実性は担保されていることから、本基準の審査への影響はない。
要求基準7 (コンプライアンス確保)	<ul style="list-style-type: none">・IR事業者の役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除をはじめとする廉潔性の確保に取り組むことを計画。・追加される少数株主2社より、反社会勢力に該当しないこと等の誓約書が提出されており、計画との齟齬はなく、本基準の審査への影響はない。
要求基準8 (反社会勢力の排除)	<ul style="list-style-type: none">・少数株主について、大阪府警への照会により暴力団員等が含まれないことを確認することを計画。・追加される少数株主2社に関する大阪府警察への照会結果に問題がなく、また、警察庁にも確認ができたことから、計画との齟齬はなく、本基準の審査への影響はない。
要求基準11 (IR事業の継続的な実施)	<ul style="list-style-type: none">・IR事業者がIR事業を継続的に行うに当たり、中核株主(日本MGM・オリックス)が有する能力や専門性を活用する支援体制を構築することを計画。・中核株主(日本MGM・オリックス)の出資割合は認定時の計画の割合(各40%)を下回らず、資本的関与の観点からみて計画との齟齬はなく、本基準への審査への影響はない。
要求基準15 (カジノ有害影響排除)	<ul style="list-style-type: none">・MGMのカジノの運営経験・ノウハウを活用し、カジノ有害影響排除を行うことを計画。・MGMの子会社である日本MGMの出資割合は認定時の計画の割合(40%)を下回らず、資本的関与の観点からみて計画との齟齬はなく、本基準の審査への影響はない。

大阪IR 区域整備計画の変更について

審査への影響(要求基準)

(1) 少数株主の追加、(2)資金調達の内訳の変更、(3)事業費の変更

要求基準16 (カジノ収益の活用)	<ul style="list-style-type: none">・開業までのIR施設の整備費(1兆2,681億円)について変更が発生。・IR運営が安定化する時期(開業3年日期)のカジノ事業の収益の活用の具体的な内容に変更はなく、収支計画・資金計画等との整合性についても確認ができたことから、本基準の審査への影響はない。
要求基準17 (入場料納入金・納付金の額及び使途)	<ul style="list-style-type: none">・計画に記載の自治体の税収に変更なし。・税収について要件は設定されておらず、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の使途が明らかにされていることから、本基準の審査への影響はない。
要求基準18 (IR区域の整備による経済的社会的効果)	<ul style="list-style-type: none">・開業までのIR施設の整備費(1兆2,681億円)について変更が発生。・事業費の変更(約0.06%程度の増加)に伴う、建設フェーズの経済波及効果、雇用創出効果、地元調達額の規模への影響については、当該変更分が事業費全体に比して極めて小さく、その波及効果も極めて限定的と見込まれること、また、認定時のそれぞれの規模を下回るものではないことから、本基準の審査への影響はない。

(注)開業3年日期:大阪IRの運営の安定化が見込まれる時期

大阪IR 区域整備計画の変更について

審査への影響(評価基準)

(1) 少数株主の追加、(2) 資金調達の内訳の変更、(3) 事業費の変更

評価基準18 (地域経済への効果)	<ul style="list-style-type: none">・建設フェーズの経済波及効果の規模についてプラス評価。・事業費の変更(約0.06%程度の増加)に伴う、建設フェーズの経済波及効果、雇用創出効果、地元調達額の規模への影響については、当該変更分が事業費全体に比して極めて小さく、その波及影響も極めて限定的と見込まれること、また、認定時のそれぞれの規模を下回るものではないことから、評価結果への影響はない。
評価基準20 (事業遂行能力)	<ul style="list-style-type: none">・中核株主の出資割合が1:1だが、迅速な意思決定体制の構築が図られている点をプラス評価。・中核株主(日本MGM・オリックス)の出資割合は、両者ともに認定時の計画の割合(各40%)を下回らず1:1のままであり、事業遂行能力の観点からみて、評価結果への影響はない。
評価基準21 (財務の安定性)	<ul style="list-style-type: none">・開業2年目にフリーキャッシュフローが黒字化し借金返済が開始されること等から財務の安定性がある点をプラス評価。また、今後の物価上昇の動向に特に留意が必要と評価。・変更後の予定キャッシュフロー計算書の内容から、フリーキャッシュフローが黒字化する時期に変更がなく、財務リスクが発生した場合の対処も可能であることから、評価結果への影響はない。
評価基準24 (カジノ収益の活用)	<ul style="list-style-type: none">・カジノ収益の活用金額(開業3年目:150億円/年)の用途は施設の維持管理・依存症対策等に当たられる計画となっている点をプラス評価。非カジノ事業への更なる投資を求めるとの評価。・事業費の増加に伴うカジノ収益の活用金額は開業3年目:150億円/年であり変更がなく、その用途について変更は生じないことから、評価結果への影響はない。

(注)開業3年目期:大阪IRの運営の安定化が見込まれる時期

大阪IR 区域整備計画の変更について

確認事項

○以上の整理を踏まえた今般の変更に伴う区域整備計画の認定への影響について、下記のとおりとする。

(1) 少数株主の追加、(2) 資金調達の内訳の変更、(3) 事業費の変更

○要求基準について、不適合となるものはないと考えられる。

○評価基準について、再評価を行うほどの大きな影響はないものと考えられる。

大阪IR 区域整備計画の変更について

- 区域整備計画の変更に当たり、IR整備法令上、大臣認定と変更届出の2つの手続きが存在。下記のとおり整理。

計画変更

→ パターン1 大臣認定：計画認定時の手続きが必要（自治体の議会議決、関係省庁協議、大臣認定等）

（IR基本方針）

○要求基準を満たさなくなる変更は認められない。IR施設の機能や規模を縮減するような変更、経済的・社会的效果を引き下げる変更は、要求基準を満たしていたとしても認められない。

○認定審査の評価結果に影響を及ぼす可能性がある等の場合は審査委員会の意見を聴取し判断。

→ パターン2 変更届出：国土交通大臣への届け出が必要

（軽微変更として定める事項（国土交通省令））

○所在地の地名変更、役員の氏名変更などの形式変更

○次に掲げる変更であって、**計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるもの**
・計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

確認事項

- 今般の変更は、計画の内容の実質的な変更を伴わない変更であり、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断する。

【主な理由】

- 少数株主の追加、資金調達の内訳の変更

・IR事業者の中核株主の出資割合は、認定時の計画の割合（各40%）を下回らない状況であり、IR事業者の事業遂行能力に影響がなく、計画の内容の実質的な変更を伴う変更ではないと判断される。

- 事業費の変更

・事業費の変更によりIR施設の規模や機能、カジノ収益の活用のあり方に変更はないなど、計画の内容の実質的な変更を伴う変更ではないと判断される。

- 今般の変更内容については、要求基準に不適合となる点がなく、かつ、評価基準について再評価を行うほどの影響がないことから、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断される。

- 以上のとおり、

・計画の実質的な変更を伴わない変更であって、

・計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

今般の変更に関する特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の見解の概要

1. 変更内容と認定審査の基準との関係

- 審査委員会では、要求基準(19項目)への適合確認及び評価基準(25項目)ごとの評価を行い、認定審査を実施。
- 今般の計画変更についても、要求基準及び評価基準のうち関係する項目について整理。
- 要求基準について不適合となるものはない及び評価基準について再評価を行うほどの大きな影響はないと考えられる。

2. 関係する審査基準

- 以下のとおり、審査への影響や再評価を行うほどの大きな影響はないと判断。

- ・資金調達の確実性【要求基準4】

- ・財務の安定性【評価基準21】

事業費増加分は少数株主の出資で対応すること、また、フリーキャッシュフローが黒字化する時期に変更がなく、財務リスクが発生した場合の対処も可能であることを確認

- ・コンプライアンスの確保【要求基準7】

- ・反社会勢力の排除【要求基準8】

追加される少数株主の廉潔性について、反社会勢力に該当しないこと等の誓約書が提出されていること、大阪府警察への照会結果に問題がないことを確認

- ・IR事業の継続的な実施【要求基準11】

- ・カジノ有害影響排除【要求基準15】

- ・事業遂行能力【評価基準20】

IR事業者の中核株主(日本MGM・オリックス)の出資割合は認定時の計画の割合(各40%)を下回らないことを確認

- ・カジノ収益の活用【要求基準16】【評価基準24】

カジノ事業の収益の活用の具体的な内容に変更がなく、収支計画等との整合性もとれていることを確認

- ・IR区域整備による経済的・社会的効果【要求基準18】

- ・地域経済への効果【評価基準18】

経済波及効果が引き下がらないことを確認

今般の変更に関する特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の見解の概要

3. 区域整備計画の変更手続

IR整備法令にて大臣認定と変更届出の2つの手続きが規定

＜変更届出に該当する要件＞

- 以下の変更であって計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるもの

計画の内容の実質的な変更を伴わない変更

4. 今般の変更内容を踏まえた変更手続

- 今般の変更は、計画の内容の実質的な変更を伴わない変更であり、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断する。

○少数株主の追加、資金調達の内訳の変更

- ・IR事業者の中核株主の出資割合は、認定時の計画の割合(各40%)を下回らない状況であり、IR事業者の事業遂行能力に影響がなく、計画の内容の実質的な変更を伴う変更ではないと判断される。

○事業費の変更

- ・事業費の変更によりIR施設の規模や機能、カジノ収益の活用のあり方に変更はないなど、計画の内容の実質的な変更を伴う変更ではないと判断される。

- 今般の変更内容については、要求基準に不適合となる点がなく、かつ、評価基準について再評価を行うほどの影響がないことから、計画の適正な実施に支障を及ぼすおそれがないと判断される。